

事務連絡
令和3年1月8日

各社会福祉施設・事業所管理者 様

愛媛県保健福祉部長

特別警戒期への移行に伴う社会福祉施設等における
新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底について

昨日の緊急事態宣言を受け、本日、愛媛県も特別感染警戒期へ移行しました。
県内における感染経路不明のケースも増加しており、これまで以上に感染を警戒する必要があることから、各社会福祉施設・事業所においては、改めて、国や県の通知を御確認いただき、感染防止対策の徹底に努めるとともに、特に下記事項に留意し、感染予防及び感染拡大防止に万全の対策を取っていただきますようお願いいたします。

(特に留意する事項)

- 1 施設等の特性を踏まえ、利用者や家族のQOLも考慮して面会の必要性を検討し、面会を実施する際は、時間や人数を制限するなど、厳重な感染予防策の実施を徹底すること。また、緊急事態宣言が発令された感染拡大地域等を2週間以内に訪問した方については、原則面会を制限すること。
- 2 利用者及び職員の毎日の健康観察を徹底し、体調の異変が認められる場合は、速やかに医療機関を受診するとともに、自宅待機等の適切な措置を取ることに。
- 3 全国的に職員を経由した感染が多く報告されていることから、職員を経由した感染を極力防ぐよう注意すること（職員の家族を経由した感染も懸念されるため、職員には自らの家族の体調の変化にも注意させること）。
- 4 発熱者等の増減をグラフにして可視化するなど、施設等全体の傾向を的確に把握し、早めに協力医療機関等に相談する等の対応を行うこと。
- 5 利用者に新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、他の事業所への感染拡大を防止するため、居宅介護支援事業所や相談支援事業所等と連携し、速やかな情報共有を図ること。

【担当課】

(救護施設関係)

保健福祉課生活保護係 Tel：089-912-2385

(保育所等関係)

子育て支援課保育・幼稚園係 Tel：089-912-2412

(放課後児童クラブ等関係)

子育て支援課子育て支援企画係 Tel：089-912-2413

(児童養護施設等関係)

子育て支援課児童・婦人施設係 Tel：089-912-2414

(障がい福祉施設関係)

障がい福祉課障がい支援係 Tel：089-912-2424

(高齢者福祉施設関係)

長寿介護課介護事業者係 Tel：089-912-2432

関連リンク

【厚生労働省関係】

○新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

○「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

○「介護現場における感染対策の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf>

※ 障害福祉サービス等事業者等については「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」を参照。

【愛媛県関係】

○児童福祉施設関係

新型コロナウイルスに係る情報等について

<https://www.pref.ehime.jp/h20300/kosodate/singatakorona.html>

○障がい福祉施設関係

新型コロナウイルスに係る情報等について

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/singatakoronawirusu/index.html>

○高齢者福祉施設関係

介護サービス事業者及びサービス利用者の方へ

<https://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/jigyousya/index.html>